# Q&A. 有機フッ素化合物(PFAS)について

### (問1) 有機フッ素化合物(PFAS)とは?

(答1) PFASとは、PFOSやPFOAなどの有機フッ素化合物の総称です。

有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、耐熱性や耐薬品性に優れ、金属表面加工、撥水剤や泡消火薬剤として幅広く使用されてきました。しかし、有害性や難分解性が指摘されるようになり、PFOSは残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)において平成21年5月に使用制限の対象物質として新規登録されました。国内においては化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)において平成22年4月以降は特定の用途を除き製造・使用が禁止、平成30年から製造・使用が全面禁止されています。また、PFOAは令和3年10月から原則製造及び輸入禁止、特定用途以外での使用が禁止されています。

### (問2) 水道水中のPFOS及びPFOAの規制はどのようになっているか?

(答2) 厚生労働省は令和2年4月1日より「水質管理目標設定項目」の目標値(暫定)としてPFOS及びPFOAの合計1リットル当たり50ナノグラム(50ng/L)に設定しました。水質管理目標設定項目とは水質管理上留意すべき項目であり、水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めることとされています。

#### (問3) 倉敷市では、PFOS及びPFOAを測定していないのか?

(答3) 倉敷市水道局では、PFOS及びPFOAが水質管理目標設定項目として設定された令和2年度にPFOS及びPFOAの検査体制を整え、令和3年度より各浄水場系統を代表する給水栓において年2回の測定を実施しています。報道等により関心が高まっており、監視体制を強化するために、令和6年度からは年4回の測定を実施します。

# (問4) 倉敷市におけるPFOS及びPFOAの測定結果はどうなっているのか?

(答4) 令和3年度から実施した各浄水場系統を代表する給水栓における測定結果では、水質管理目標設定項目の目標値(1リットル当たり50ナノグラム以下=0.000050 mg /L以下)を超過している地点はありませんので、引き続き水道水を安心してご使用

ください。なお、これらの測定結果については、年度ごとに水質試験年報として取り まとめて倉敷市水道局ホームページ上に掲載しています。